

## 参考資料

### 全国知事会議（和歌山県開催）・地域主権戦略大綱関連配布資料

政策部企画室

- 1 参議院選挙結果を踏まえた今後の知事会活動について - 1 -
- 2 「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」の更なる推進  
に向けて（案） ～実りある地域主権改革の実現のために～ - 5 -
- 3 「国の出先機関の原則廃止に向けて」の概要 - 12 -
- 4 地域主権戦略大綱を踏まえた一括交付金の今後の論点・対処方針・  
スケジュール（案） - 15 -  
「一括交付金」制度設計における大原則（H22.4.6） - 17 -  
「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（地域主権戦略会議資料）  
に対する全国知事会の考え方（H22.6.4） - 19 -
- 5 地方財政の確立と地方交付税の復元・増額に関する提言（案） - 21 -
- 6 住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む税制抜本改革の提言（案） - 33 -
- 7 直轄事業負担金制度改革について - 34 -

## 参議院選挙結果を踏まえた今後の知事会活動について

### Ⅰ 参議院選挙結果について

- 今回の参議院選挙においては、連立与党で過半数に達せず。いわゆる衆参「ねじれ」状態が生じた。

また、選挙戦においては、消費税について、民主党が超党派による議論を呼びかけ、一方、自民党は当面税率10%とすることを主張し、争点の1つになった。

こうした中、自民党が改選第1党に、また徹底した行政改革を主張したみんなの党が躍進した。

少子高齢化の進展に伴う社会保障の問題が顕在化する中での財政再建問題は深刻であり、消費税を含む税制改革、行政改革等に係る民意を的確に捉え、知事会としてどのように対応すべきかが重要な課題となっている。

- さらに国民は、景気・経済政策に高い関心を示しているが、成長戦略と財政再建は表裏一体であり、知事会が、今後、地域活性化のために、自己努力を続けることはもとより、市町村と連携しながら国に対し、どう行動していくかも大きな課題である。
- 一方、地域主権・地方分権については、前回総選挙に引き続き、与野党の公約の中身には大差がなかったものの、民主党のマニフェストにおける位置づけは低下した印象があり、選挙においても議論は深まっていない。

地域主権戦略大綱が閣議決定されたが、出先機関や義務付け・枠付け等の各論において霞ヶ関の消極姿勢は続いており、地域主権改革を着実に進めるための行動を展開していくことが必要である。

- 今後の「ねじれ国会」においては、予算関連法案など政府案の成立には困難が伴うことが予想されるが、経済・雇用・福祉など国民生活を左右する重要政策課題が山積する中、国政の停滞が許される状況にはない。それだけに、国民視点に立ち、与野党双方が真摯に協議を重ね、実効ある施策が速やかに行われるよう、最大限の努力を尽くすことを強く望むものである。

一方、住民に行政サービスを提供する責任を持つ地方として、国民生活の安定のために、政府・政党に対して、どのように対応すべきか、知事会にも主体的な活動が今まで以上に求められるなど重い課題を課せられている。

## II 今後の知事会活動方針について

### (1) 地域主権関連3法案の成立等

今後の国会運営の厳しさを考えれば地域主権の確立や地域活性化などについて今まで以上に地方の果たす役割は重要であり、知事会には、主導的役割が期待されるだけに、従来以上に明確かつ具体的提案の下、国に対し積極的な行動を起こすべきである。

そのためにも、まずは、国・地方協議の場の設置を含む地域主権関連3法案の成立を最優先に行動すべきである。

### (2) 財政再建と行政改革、社会保障

選挙において消費税が議論されるとともに、政府は「財政運営戦略」を閣議決定し、交付税を含む国の「基礎的財政収支対象経費」の据え置き方針を決めた。

社会保障関係経費の自然増による地方財政への影響とその財源確保だけでなく、子ども手当や子ども・子育て支援、医療制度改革など制度改革も課題になっている。

#### ① 消費税議論

- ・ 知事会は地方消費税の引き上げを求めてきているが、消費税を含む抜本的な税制改革議論について、さらに具体的に提案を行い、論議に参画していくべきであり、そのため、知事会の体制充実も急務である。
- ・ その場合、今回の選挙においては、消費税にとどまらぬ税体系全体への問題が広く提起されており、知事会としてバランスのとれた税体系の構築や社会保障に係る将来ビジョンの提示、行財政改革の徹底、さらには弱者対策などについても議論を深める必要がある。

#### ② 地方財源の確保

- ・ 国・地方のプライマリーバランス論など地方財政抑制の動きの中で、社会保障関係経費の自然増が見込まれるだけに、国民生活を維持するため、地方のこれまでの努力や国の行政改革の遅れを踏まえ、地方交付税を含め、概算要求から必要な地方財源の確保のための強力な政治行動を行っていく必要がある。

### ③ 行財政改革の徹底

- ・ 財政再建のため、また、消費税論議への国民の理解を得るためにも、国・地方を通じた行財政改革を、一層進める必要がある。
- ・ この観点からも、国の出先機関の原則廃止に関し都道府県ごとの機関など最重点分野については、移管の実現を求めていくなど、国の行政改革を強く促すとともに、都道府県も更なる行財政改革を進めるため、統一的な行動をとることが必要である。

### (3) 成長戦略と地方活性化

財政再建と成長戦略は裏表の関係であり、成長戦略無くして財政再建もあり得ないし、地域の活性化も難しい。

しかし、経済成長はバブル崩壊後、20年にわたり低水準で推移しており、経済不況の中で国民生活は厳しさを増している。

政府は2020年に名目成長率3%等を目標に掲げ、新成長戦略を閣議決定し、その中で「地域資源を最大限活用し地域力の向上」を掲げ、「特区」制度を提案している。

#### ① 特区指定等

- ・ 成長戦略の具体化のため、地域の特徴や個性を活かし、また、地方の自助努力を促す総合特区などの取組は大きな可能性を持っており、積極的に推進すべきである。
- ・ その際、構造改革特区などにおいて規制緩和要求がほとんど実現しなかったことを踏まえ、特区においては大胆な規制緩和施策を求める必要がある。
- ・ また、各自治体が陳情・要望を繰り広げ、かえって中央集権化が進むようなことのないよう、公正で客観的な制度とするよう求めていく必要がある。

#### ② 地域全体の底上げ

- ・ 特区で成長のリーダーをつくることも必要であるが、地域間格差や過疎高齢化の現状を考えれば、地域全体の底上げ策が提示されていないことは問題であり、社会資本整備のあり方も含め、知事会として具体的活性化策を提起し、成長戦略として取り上げられるよう活動を行うべきである。

### (4) 地域主権・地方分権

民主党マニフェストは「地域主権」について中身は変わらないとしているが、9番目に置かれており、地域主権戦略大綱においても、出先機関改革は各省庁の議論に差し戻り、義務付け・枠付けの見直しも十分進んでいない中、今後の工程等是不透明な部分が多い。

一方、参議院選挙では、道州制議論が取り上げられており、地域主権議論は複雑な様相を呈してきている。

### ① 地域主権議論の活性化

- ・ 地域主権関連3法案の成立とともに国地方の協議の場の本格化、さらには政党と地方の協議の場を設定、各都道府県における関係国会議員との意見交換会の実施など幅広く地域主権改革の議論を展開することが必要である。現在の霞ヶ関の対応や地方財政の決定プロセスを考えれば、今後、現状を手直しするというのではなく、国と地方の関係についての発想を根本から変えていくという強い決意を持って、知事会としても地域主権改革を推進していくべきである。

### ② 実効ある地域主権戦略大綱の推進

- ・ 出先機関の原則廃止の問題をはじめ、地域主権戦略大綱の内容は不透明な部分も多くあるだけに、地域主権改革を着実に進める手順や工程の明確化を働きかけていくべきである。
- ・ また、地方税財政制度など、国・地方を通じた大きな政策課題については、企画段階から地方の意見が反映できるよう早期からの協議を求めていくことが必要である。

# 「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」の 更なる推進に向けて（案）

～実りある地域主権改革の実現のために～

平成22年7月

全国知事会

6月22日、政府は地域主権戦略大綱を閣議決定し、義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）や基礎自治体への権限移譲などの方針を示した。

真の分権型社会の実現に必要な地域主権関連3法案を地方とも一定協議しながらとりまとめ国会に提出されたことや、首相交代という状況の変化の中にあっても大綱を当初の予定どおり6月中に閣議決定されたことは、引き続き政府が地域主権を推進していく姿勢を示すものと高く評価する。しかし一方、大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりに実施する条項数については、義務付け・枠付けの見直しは434条項と約6割、基礎自治体への権限移譲は175条項と半分にも満たない状況にとどまり、十分な内容が伴っていないほか、義務付け・枠付けの見直しにおいて、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等に関し「従うべき基準」が用いられているなど、未だ不十分な状況にあると言わざるを得ない。

地域主権戦略大綱の理念を理念に終わらせず、実のある形で確実に具体化していくことが必要であり、条例による法令の上書き権の検討など条例制定権の拡大を含めた義務付け・枠付けの見直し等の積極的な推進に向け、政府一体となって下記のとおり取り組むことを強く求めるものである。

## 記

### 1 義務付け・枠付けの見直し

#### (1) 見直し工程の明確化

- ・ 地域主権戦略大綱においては、今後の課題と進め方として、「地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う」とするとともに、「第2次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいく」とされたが、いずれも具体的な期限は設定されていない。それぞれ、早急に具体

的な工程を明示するとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込み、地方分権改革推進計画や地域主権戦略大綱と同様、平成23年度においても、義務付け・枠付けの具体的な見直し措置を示す新たな計画を策定するなど、見直しを迅速に進めていくこと。

#### (2) 地方要望分104条項の完全実施等

- ・ 地方要望分104条項は、地方がかねてから主張してきたように公立小中学校の学級編制、保育所や老人福祉施設の設置管理に関する基準など現場ニーズの強い項目であるが、その多くが、明確な理由が示されぬまま、地域主権改革推進一括法案などで見直しが先送りされている。
- ・ 地方要望分104条項のうち、勧告どおりの見直しとなっていない68条項については、最優先で見直しに取り組むこと。
- ・ また、第2次見直し分で勧告どおりの見直しとなっていない約4割の条項や、第2次勧告で抽出された約4,000条項のうち未だ手つかずのまま検討が進んでいない約3,000の条項、法定受託事務についても、地方の意見を踏まえ、工程を明らかにし、地方との十分な協議の下、早急に見直しに取り組むこと。

#### (3) 「従うべき基準」の限定

- ・ 第3次勧告において「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」とされており、「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、そもそも極めて限定されるべきものである。
- ・ それにもかかわらず、「従うべき基準」が設定されたものが、相当数存在している。特に福祉施設に関し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を行うために必要不可欠な主要部分が「従うべき基準」とされており、第3次勧告の趣旨に沿った検討がなされたとは言えない。(別添資料参照)
- ・ 福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等に関し「従うべき基準」とされている条項については、廃止または「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「従うべき基準」の設定は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。

#### (4) 地方の意見反映

- ・ これまでの義務付け・枠付けの見直しにおいては、政府内での議論だけで結論が

出されてきたが、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行うこと。

#### (5) 立法原則によるチェックの仕組み

- ・ 新たな義務付け・枠付けを必要最小限とするため、第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」による「チェックのための仕組み」を確立すること。

## 2 基礎自治体への権限移譲

### (1) 見直し工程の明確化・透明化

- ・ 「1 義務付け・枠付けの見直し」と同様、地方との協議プロセスをしっかりと組み込み、透明性の高い議論の下で、積み残し分についての見直しが実現するよう、見直しの具体的な工程を明らかにすること。

### (2) 円滑な権限移譲に向けた支援策の充実

- ・ 国においては、権限の移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- ・ 都道府県においては、事務引継、研修、職員派遣の実施や、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、市町村への権限移譲に向けた環境整備のため必要な支援に努めていくが、円滑に移譲が進められるよう、国は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。

### (3) 地域の実情に応じた多様な権限移譲方策の提示

- ・ 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想される。
- ・ 広域連合の設立手続の簡素化なども含め、市町村が共同して柔軟に権限を行使できる仕組みなどを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。

## 3 最後に

政府は、地域主権戦略大綱において、地域主権改革を、地域住民が自ら考え、その



行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革をめざすものであるとし、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくという理念を高らかに掲げた。

義務付け・枠付け等の見直し議論において望まれるのは、まさに、こうした理念に即した根本的な発想の転換である。

地域主権改革の理念に基づく原則を明確にし、関係閣僚が十分意思統一した上で例外は文字どおり例外として最小限にとどめ、政治の強いリーダーシップの下で、ダイナミックに改革を進めることを強く求めたい。

地方においても、地域主権改革を責任を持って受けとめていくため、自治体ガバナンスの強化に資する改革に取り組んでいく。

閉塞状況にある日本社会を大きく変え、地方の住民の力を最大限に引き出す社会へと創り変えていく、そのような改革の実現に、我々も全力を上げて取り組む覚悟である。

福祉施設等に係る「従うべき基準」の状況について

資料

1. 地域主権推進一括法案

| 法律名  | 条項(現行)         | 概要                                      | 「従うべき基準」とされている内容  | 第3次勧告<br>条例制定基準 |
|--|----------------|---|---|-----------------|
| 児童福祉法  | 第24条の12<br>第1項 | 指定知的障害児施設の<br>従業者に関する基準                 | ・指定施設支援に従事する従業者の員数  | 標準              |
|  | 第24条の12<br>第2項 | 指定知的障害児施設の<br>設備及び運営に関する基<br>準          | ・指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他<br>指定知的障害児施設等の設備に関する事項であって障害児の<br>健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める<br>もの<br>・指定知的障害児施設等の運営に関する事項であって、障害児<br>の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切<br>な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するも<br>のとして厚生労働省令で定めるもの            |                 |
|  | 第45条<br>第2項    | 児童福祉施設の設備及<br>び運営に関する基準                 | ・児童福祉施設に配置する従業者の員数<br>・児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉<br>施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に<br>関連するものとして厚生労働省令で定めるもの<br>・児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童(助産施設に<br>あつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産<br>婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するも<br>のとして厚生労働省令で定めるもの | 標準              |
| 老人福祉法  | 第17条<br>第2項    | 養護老人ホーム及び特別<br>養護老人ホームの設備及<br>び運営に関する基準 | ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員の員<br>数<br>・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積<br>・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項<br>であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘<br>密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるも<br>の  | 標準              |
|  | 第74条<br>第1項    | 指定居宅サービス事業者<br>の従業者に関する基準               | ・指定居宅サービスに従事する従業者の員数  | 標準              |
| 介護保険法  | 第74条<br>第2項    | 指定居宅サービス事業者<br>の設備及び運営に関する基<br>準        | ・指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面<br>積<br>・指定居宅サービスの運営に関する事項であつて、利用する要介<br>護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並<br>びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で<br>定めるもの  |                 |
|  | 第78条の4<br>第1項  | 指定地域密着型サービス<br>事業者の従業者に関する<br>基準        | ・指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数   | 標準              |
|  | 第78条の4<br>第2項  | 指定地域密着型サービス<br>事業者の設備及び運営に<br>関する基準     | ・指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積  | 標準              |
|  |                |   | ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業<br>に係る利用定員<br>・指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつ<br>て、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切<br>な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する<br>ものとして厚生労働省令で定めるもの   |                 |
|  | 第88条<br>第1項    | 指定介護老人福祉施設<br>の従業者に関する基準                | ・指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の員数  | 標準              |
|  | 第88条<br>第2項    | 指定介護老人福祉施設<br>の設備及び運営に関する<br>基準         | ・指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積  | 標準              |
| ・指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所<br>する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確<br>保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令<br>で定めるもの |                |   |   |                 |

福祉施設等に係る「従うべき基準」の状況について

資料

1. 地域主権推進一括法案

| 法律名   | 条項(現行)                              | 概要  | 「従うべき基準」とされている内容  | 第3次勧告<br>条例制定基準 |
|---|-------------------------------------|---|---|-----------------|
| 介護保険法   | 第97条<br>第2項                         | 指定介護老人保健施設<br>の従業者に関する基準  | ・介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の<br>員数   | 標準              |
|   | 第97条<br>第3項                         | 指定介護老人保健施設<br>の設備及び運営に関する<br>基準   | ・介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要<br>介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保<br>並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で<br>定めるもの  |                 |
|   | 第110条<br>第1項                        | 指定介護療養型医療施設<br>の従業者に関する基準   | ・指定介護療養型医療施設サービスに従事する従業者の員数   | 標準              |
|   | 第110条<br>第2項                        | 指定介護療養型医療施設<br>の設備及び運営に関する<br>基準  | ・指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積   |                 |
|   |                                     |   | ・指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院<br>する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の<br>確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省<br>令で定めるもの   |                 |
|   | 第115条の4<br>第1項                      | 指定居宅介護予防サー<br>ビス事業者の従業者に関する<br>基準   | ・指定介護予防サービスに従事する従業者の員数  | 標準              |
| 第115条の4<br>第2項                                    | 指定居宅介護予防サー<br>ビス事業の設備及び運営に<br>関する基準 | ・指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の<br>床面積<br>・指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、<br>利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全<br>の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生<br>労働省令で定めるもの |   |                 |
| 障害者自立支援<br>法                                      | 第80条<br>第2項                         | 障害福祉サービス事業、<br>地域活動支援センター及<br>び福祉ホームの設備及び<br>運営に関する基準   | ・障害福祉サービス事業に従事する従業者の員数<br>・地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者の員<br>数   | 標準              |
|   |                                     |   | ・障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福<br>祉ホームに係る居室の床面積<br>・障害福祉サービス事業の運営に関する事項であって、障害者<br>の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連<br>するものとして厚生労働省令で定めるもの<br>・地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項で<br>あって、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連す<br>るものとして厚生労働省令で定めるもの   |                 |
| 就学前の子ども<br>に関する教育、保<br>育等の総合的な<br>提供の推進に関<br>する法律 | 第3条<br>第1項                          | 入所又は入園資格に関す<br>る基準  | ・幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成さ<br>れた教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間<br>の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法<br>第39条第1項に規定する幼児に該当するものに対する保育を行<br>うこと<br>・保育所等である場合には、児童福祉法第39条第1項に規定する<br>幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子<br>どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第23<br>条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと<br>・子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教<br>育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施するこ<br>とが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し<br>得る体制の下で行うこと |                 |
|   | 第3条<br>第2項                          | 入所又は入園資格に関す<br>る基準  | ・次のいずれかに該当する施設である<br>イ 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の<br>子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成される<br>よう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連<br>携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されて<br>いること<br>ロ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを<br>引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫<br>した教育及び保育を行うこと<br>・子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域に<br>おける教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実<br>施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切<br>に提供し得る体制の下で行うこと                      |                 |

福祉施設等に係る「従うべき基準」の状況について

資料

2. 地域主権戦略大綱

| 法律名      | 条項(現行)      | 概要                                  | 「従うべき基準」とされている内容  | 第3次勧告<br>条例制定基準 |
|----------|-------------|-------------------------------------|---|-----------------|
| 食品衛生法    | 第29条<br>第1項 | 食品衛生検査施設の施設・設備等基準                   | 製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備(機械及び器具を含む。) |                 |
|          | 第29条<br>第2項 | 食品衛生検査施設の施設・設備等基準                   | 収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備(機械及び器具を含む。)       |                 |
| 医療法      | 第21条<br>第1項 | 病院の医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準          | 薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の員数に関する基準                    | 標準※1            |
|          | 第21条<br>第2項 | 療養病床を有する診療所の医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準 | 看護師、准看護師、看護補助者の員数に関する基準                                 | 標準※2            |
| 生活保護法    | 第39条        | 保護施設の設備及び運営に関する基準                   | 配置する職員の員数に関する基準   | 標準              |
|          |             |                                     | 居室の面積に関する基準   |                 |
|          |             |                                     | 施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等                                |                 |
| 社会福祉法    | 第65条<br>第2項 | 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準                 | 配置する職員の員数に関する基準   | 標準              |
|          |             |                                     | 居室の面積に関する基準   |                 |
|          |             |                                     | 施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等                                |                 |
| 介護保険法    | 第70条<br>第2項 | 指定居宅サービス事業者の指定基準                    | 申請者の法人格の有無に係る基準   |                 |
|          | 第86条<br>第1項 | 指定介護老人福祉施設の指定基準                     | 指定対象となる施設<br>入所定員に係る基準                                  |                 |
| 障害者自立支援法 | 第36条<br>第3項 | 指定障害福祉サービス事業者の指定基準                  | 申請者の法人格の有無に係る基準   |                 |

※1 薬剤師、准看護師、看護補助者、栄養士の数。看護師については、地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)において、義務付け・枠付けの存置を許容するメルクマールVIに該当。

※2 准看護師の数。看護師、看護の補助者については、地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)において、義務付け・枠付けの存置を許容するメルクマールVIに該当。

○「第3次勧告条例制定基準」の欄は、各条項における第3次勧告についての政府の解釈を記載。(資料:義務付け・枠付けの見直しに係る大臣政務官折衝(H21.11.21)の「厚生労働者回答」等)。

○「1. 地域主権推進一括法案」、「2. 地域主権戦略大綱」とともに第3次勧告対象条項のみを掲載。但し、上記解釈において「従うべき基準」とされた条項は、掲載していない。

○「第3次勧告条例制定基準」の空欄条項については、「参酌すべき基準」は許容。

(参考) 地方分権改革推進委員会 第3次勧告 ~抜粋~

「従うべき基準」

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうちの基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

「標準」

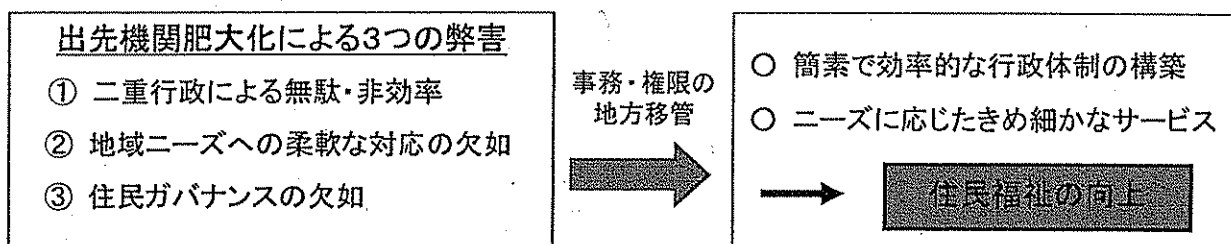
- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

# 「国の出先機関の原則廃止に向けて」の概要

全国知事会  
国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム

## I 基本的な考え方

### 1 「国の出先機関原則廃止」の目的



・「国の出先機関原則廃止」は、地方への権限・財源移譲を進める最も実践的な改革手法。

### 2 検討に当たっての基本的な考え方

・補完性の原理に基づき、「地方にできることは全て地方に移管」「国に残す事務は、国が真に担うべき事務に極限」の考え方で事務・権限仕分けを実施。

#### 《前提条件》

- ・ 全国知事会及び地方分権改革推進委員会の提言・勧告を出発点
- ・ 財源は当然保障されるべきとの前提で積極的に事務権限を受け入れ
- ・ 現行都道府県・市町村制度を前提に受入体制等を検討
- ・ 制度を見直し中の事務は議論の方向性に留意しつつ、現行制度を前提に検討

## II 出先機関の事務の仕分け

### 1 検討対象機関・事務 8府省15系統の出先機関の528事務

### 2 事務の仕分け結果

|                |                 |               |
|----------------|-----------------|---------------|
| 地方へ移管<br>(296) | 廃止・民営化等<br>(97) | 国に残す<br>(135) |
|----------------|-----------------|---------------|

#### (機関別の仕分け状況)

|  |   |   |
|--|---|---|
| <b>全て又は大半の事務移管が可能</b><br>(8機関) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県労働局</li> <li>・ 経済産業局</li> <li>・ 地方運輸局</li> <li>・ 地方環境事務所</li> <li>・ 北海道開発局</li> <li>・ 地方厚生局</li> <li>・ 地方整備局</li> <li>・ 地方農政局</li> </ul> | <b>一定の事務移管が可能</b><br>(4機関) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合通信局</li> <li>・ 法務局</li> <li>・ 漁業調整事務所</li> <li>・ 沖縄総合事務局</li> </ul> | <b>大半の事務を国に残す</b><br>(3機関) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中労委地方事務所</li> <li>・ 森林管理局</li> <li>・ 地方航空局</li> </ul> |
|--|---|---|

### Ⅲ 出先機関原則廃止の実現に向けた取組

#### 1 先行的な移管を進める重点分野

##### (1) 最重点分野

平成 23 年通常国会への法案提出、平成 24 年 4 月 1 日からの全国一律実施を目指す。

- ・ 職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）
- ・ 直轄国道（高規格幹線道路を除く）
- ・ 直轄河川（一の都道府県で完結するもの等）

##### (2) 重点分野

大半の事務の移管が可能な機関については、重点的に地方移管を推進。

地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局、地方環境事務所  
（上記に準ずるものとして）北海道開発局、沖縄総合事務局

#### 2 事務移管の方法

- ・ 重点分野は早期移管。特に最重点分野は平成 24 年 4 月からの全国一律実施を目指す。
- ・ 広域連携が必要なものは段階的な移管も検討。
- ・ 全国一律移管が難しいものは実験的移管を突破口とする柔軟な方法を検討。

#### 3 受入体制

|                    |                              |   |
|--------------------|------------------------------|---|
| 都道府県単位の機関（ハローワーク等） |                              | 原則として都道府県単独で事務を受け入れ   |
| ブロック単位の機関          | 事務の対象・範囲が<br>都道府県内で完結        | 原則として都道府県単独で事務を受け入れ   |
|                    | 事務の対象・範囲が<br>都道府県域を<br>越えるもの | ・ 単独都道府県で担えない場合、広域連合や協議会等の広域連携組織を設置。<br>・ 許認可事務などは、都道府県間の情報共有、域外権限の付与などで対応。 |

#### 4 国から地方への人材移管

人材移管についてはできる限り丁寧な制度設計を行い、職員の雇用が確実に確保されるよう最大限の努力を払う。

##### 《人材移管の前提条件》

- ・ 国における組織・事務の徹底的なスリム化が前提
- ・ 地方が主体的に人員と人材を選考できる仕組みとする
- ・ 府省を退職し、移管先の都道府県の職員として採用することが基本
- ・ 給与等は任命権者である都道府県の定める規定により決定
- ・ 国と地方が対等の立場で協議・調整を行う人材移管の総合調整組織を設置

#### 5 国から地方への財源移譲

財源の不足が生じないように、移管人員の人件費を含む必要総枠を確保。

##### 《財源確保措置》

###### 【当面の財源確保】

- ・ 事務事業の実施に必要な財源総額を交付金により確保。

###### 【将来の財源確保】

- ・ 税財源の移譲により、地方の新たな役割に見合う税財源を確保。

# 地域主権戦略大綱を踏まえた一括交付金の 今後の論点・対処方針・スケジュール（案）

全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

## 【総額確保】

### ○総額

→一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すべき

## 【対象範囲】

### ○対象となる補助金等の範囲

→地方の自由裁量を拡大しない義務的な補助金等以外の補助金等を最大限含めるべき

### ○政策目的に応じた分野の括り方

→省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すべき

## 【地方の自由度拡大と国の関わり】

### ○国が行うPDCAの内容・範囲

→国の関わりは制度一般に限定し、個別事業の内容に関するものは極力地方に任せるべき

### ○自治体が行う評価の方法

→透明性・客観性等を確保すべき

### ○補助金適正化法の扱い・会計検査院への対応

→国の関与を縮小し、基本的に地方の自主的・主体的な制度（仕組み）に委ねるべき（会計検査院の検査は、現状より簡素化すべき）

### ○執行の柔軟化

→複数年度執行、年度間流用、分野内・分野間流用を極力可能とすべき

### ○地方財政措置

→いわゆる補助裏（地方負担分）について、地財計画、地方債計画などへ適切に反映すべき

## 【配分方法】

### ○配分

→客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すべき

→継続事業へ配慮すべき

→条件不利地域へ配慮すべき



## 【その他】

### ○国の予算編成作業との連動

- 概算要求提出（8月末）前及び予算編成過程で国と十分協議すべき
- 国と地方の協議の場の法定化を待たずに早急に協議を開始すべき

### ○空飛ぶ補助金の扱い

- 地域振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等については一括交付金の対象とすべき

### ○子ども・子育て新システムとの関係

- 一括交付金制度との整合性を確保すべき

## 【今後のスケジュール】

○平成22年8月頃 全国知事会：PT開催

○ 8月末 政府：平成23年度概算要求提出

○ 随 時 全国知事会：PT開催

○平成22年12月 政府：平成23年度政府予算案決定

○平成23年 4月 政府：投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化導入

○平成24年 4月 政府：経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化導入

## 「一括交付金」制度設計における大原則

平成22年4月6日  
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

政府は、「地域主権戦略の工程表（原ロプラン）」に基づき、平成23年度から「一括交付金」を導入するための議論を重ねている。

これを受け、全国知事会一括交付金プロジェクトチームは、対象とする範囲・束ね方、総額、配分基準などを論点に、地域主権に向けて意義のある一括交付金制度のあり方について、これまで幅広く議論してきたところである。

同時に、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての「三位一体の改革」の二の舞になることを強く懸念している。

政府において検討中の「中期財政フレーム」においても、いやしくも、一括交付金化を国の一方的な財源捻出の手段とするようなことがあってはならない。

このため、「一括交付金」の制度設計に当たっては、下記を大原則とすべきである。

### 記

- 1 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること
  - (1) 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと
  - (2) 国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものとする
- 2 一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること  
(地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること)

- 3 一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること  
(分野内の用途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること)
- 4 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること
- 5 一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことにはならないこと
- 6 一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること

# 「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（地域主権戦略会議資料）に対する全国知事会の考え方

平成22年6月4日  
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

平成22年5月24日、政府の地域主権戦略会議において、「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（以下、「基本的な考え方」）が提示された。

この「基本的な考え方」は、平成22年4月6日に全国知事会がとりまとめた「『一括交付金』制度設計における大原則」（以下、「大原則」）の内容と概ね軌を一にしており、評価できるものである。ただし、一部の内容についてはさらなる精査・検討が必要であると考えます。

したがって、政府におかれては、今後、この「基本的な考え方」に沿って具体的な制度設計を進めていただくとともに、その際、以下の点については十分に配慮されたい。

是非、新しい内閣におかれても、地域主権の確立に向け、改革のスピードを緩めることなく着実かつ迅速に進めることを期待するものである。

## 記

1 「大原則」にあるとおり、「一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること」であり、「地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと」といった観点を踏まえ、

(1) 「基本的な考え方」で示されている「現金給付は国、サービス給付は地方」といった原則を徹底するとともに、

(2) 同時に、「サービス給付」であっても、地方にとって自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金の対象から外すこと

2 一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すること

3 国の出先機関等から都道府県予算を経由せず、民間事業者等へ交付されている補助金等（いわゆる「空飛ぶ補助金等」）は、都道府県が実施する事業との連携を図りその効果を最大限発揮するとの観点や、公的支出のガバナンスの観点などから問題が多いものとする。

このため、この空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること

# 地方財政の確立と地方交付税 の復元・増額に関する提言(案)

平成 22 年 7 月 15 日  
全 国 知 事 会  
(地方交付税問題小委員会)

# I 地方財政と地方交付税について

## 1 成長戦略の確実な実施

- ・「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を実現し、平成 32 年度までの平均で名目 3%（実質 2%）を上回る成長を達成するためには、まず経済を立て直すことが不可欠であることから、地域の活力・創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。
- ・このため、平成 23 年度予算において必要となる政策パッケージを確実に盛り込めるよう早急に具体的な道筋を示すべき。

| ＜最近の経済状況と新成長戦略における 2020 年（H32）目標値＞ |        |        |              |          |
|------------------------------------|--------|--------|--------------|----------|
|                                    | H19 年  | H21 年  | →            | 目標：H32 年 |
| ○GDP（名目）成長率                        | +0.9%  | △3.7%  | 新成長戦略<br>の実現 | 3.0%（平均） |
| ○GDP（名目）                           | 516 兆円 | 476 兆円 |              | 650 兆円   |
| ○失業率                               | 3.8%   | 5.2%   |              | 3%台      |

## 2 プライマリーバランスの黒字化は国こそが取り組むべき財政健全化の目標【図表 1.2】

- ・地方は、国の定める税財政制度の枠組みのもとでの財政運営を強いられる中、社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において国を上回る歳出削減を行い、プライマリーバランスを黒字傾向としてきた。
- ・財政再建の指標として、国・地方を通じたプライマリーバランスを黒字化するとされているが、地方は既に黒字基調である。国の赤字を、断じて地方に付け替えることなく、まずは国家公務員の定員削減など、国の歳出削減を図ることにより、国のプライマリーバランスを黒字化すべき。

| ＜プライマリーバランスの推移＞ |       |       |       |       |      |      |       |       |      | (単位：兆円) |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|---------|
|                 | H15   | H16   | H17   | H18   | H19  | H20  | H21   | H22   | ②-⑬  |         |
| ○地方             | ▲1.3  | ▲0.4  | 1.1   | 2.5   | 3.4  | 3.8  | 1.5   | ▲0.1  | +1.2 |         |
| ○国              | ▲19.6 | ▲19.0 | ▲16.0 | ▲11.2 | ▲4.4 | ▲5.1 | ▲13.1 | ▲23.7 | ▲4.1 |         |

| ＜主な国・地方の財政指標＞ |                  |                 | (単位：兆円) |
|---------------|------------------|-----------------|---------|
|               | 【国】(H15→H22)     | 【地方】(H15→H22)   |         |
| ○歳入歳出総額       | 81.8→92.3(+10.5) | 86.2→82.1(△4.1) |         |
| ○社会保障関係経費     | 19.0→27.3(+8.3)  | 6.8→12.9(+6.1)  |         |

| ＜歳出削減に向けた地方の取組＞ |                                 |                                    |
|-----------------|---------------------------------|------------------------------------|
|                 | 【国】(H13→H21)                    | 【地方】(H13→H21)                      |
| ○一般行政職員数の比較     | 53.0万人→51.8万人<br>(△1.2万人、△2.3%) | 111.4万人→95.5万人<br>(△15.9万人、△14.3%) |
| ○ラスパイレス指数       |                                 | 100.5 → 98.5 (△2.0)                |

### 3 地方の財政運営への配慮【図表 3】

#### (1) 厳しい地方財政状況を踏まえた地方財政への配慮

- ・地方税収の落込み等により、平成 22 年度の財源不足額が過去最高となる約 18 兆円になるなど、地方財政の財源不足が常態化し、巨額の臨時財政対策債等の発行、基金の取崩しによる対症療法でしのがざるをえない状況にある。
- ・こうした状況を踏まえ、財政運営戦略において「地方財政の安定的な運営」として記述されたとおり、「国は地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」との原則を遵守すべき。

#### <財源不足額の推移>

|                        | H15  | H16  | H17  | H18  | H19 | H20 | H21  | H22  |
|------------------------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|
| ○財源不足額(兆円)             | 17.4 | 14.1 | 11.2 | 8.7  | 4.7 | 7.5 | 13.4 | 18.2 |
| (財源不足の地財計画総額に対する割合)(%) | 20.2 | 16.7 | 13.3 | 10.5 | 5.7 | 9.0 | 16.3 | 22.2 |

#### (2) 地方交付税は地方の固有財源

- ・国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税 5 税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源であることから、国の裁量により減額されるべきものではない。

#### <交付税率>

[ 所得税及び酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25% ]

### 4 地方交付税の復元・増額と地方一般財源総額の確保

#### (1) 地方交付税の復元・増額

##### ①地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 4】

- ・47 都道府県の約 7 割 (32 団体) は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべき。

[ 歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数 (H22 当初予算ベース) 32 団体 ]

##### ②地域間格差是正機能復元のための交付税の増額【図表 5】

- ・地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべき。

#### <地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(都道府県)>

|          | H15 年度 | H20 年度 | 差     |
|----------|--------|--------|-------|
| ○地方税     | 0.58   | 0.58   | 0     |
| ○地方税+交付税 | 0.97   | 0.84   | △0.13 |

(注)1 人当たり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。



(2) 地方一般財源総額の確保【図表 6】

- ・「地方一般財源は、平成 23～25 年度は、22 年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。
- ・地方の財政需要は、国による新たな制度創設、少子高齢化などによる社会保障関係経費の自然増への対応、さらには、厳しい地方の経済・雇用状況、デフレギャップの解消、地域間格差の是正に向けた投資事業を含む地方の主体的な事業展開などにより増加傾向にある。
- ・地方一般財源の総額については、二度と三位一体改革の轍を踏まないよう、このように増嵩する地方の財政需要を適切に積み上げた地方財政計画を策定し、必要額を確実に確保すべき。

<主な地方財政指標の推移>

(単位：兆円)

|                  | H15 年度 | H21 年度 | H22 年度 | ②-⑮  | ②-①  |
|------------------|--------|--------|--------|------|------|
| ○地方財政計画規模        | 86.2   | 82.5   | 82.1   | △4.1 | △0.4 |
| ○地方の社会保障関係費      | 6.8    | 11.0   | 12.9   | +6.1 | +1.9 |
| ○地方一般財源(税源移譲分除く) | 58.4   | 55.9   | 56.3   | △2.1 | +0.4 |

5 地方税制度の抜本強化【図表 7】

- ・財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本改革に着手すべき。
- ・その際、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源の拡充という観点から、国・地方の税財源配分の在り方を見直すべき。
- ・また、社会保障など地方行政を安定的に運営するため、消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

<国・地方の社会保障の推計> (単位：兆円)

|     | H19 年度 | H23 年度 | H27 年度 | H27/H19 |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| ○国  | 21.9   | 26     | 30     | +37%    |
| ○地方 | 15.3   | 18     | 21     | +37%    |

6 国と地方の協議の場における地方の意見の反映

- ・今回の財政運営戦略は、閣議決定の前日に開催された国と地方の協議の場において議題とされないなど、地方意見を反映する手続きがとられなかったが、今後、このような事態は断じて認められない。
- ・中期財政フレームの見直しや地方財政対策の策定など、地方税財政の枠組みを決定する場合は、国と地方の協議の場において、事前にかつ十分な時間をもって協議を行い、地方の意見の反映に心掛けるべき。

図表1 地方のプライマリーバランスの黒字は、国を上回る歳出削減努力の結果

国は、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から43.7%伸び、一般歳出も12.4%伸ばしている。地方では、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から89.7%伸びているが、一般歳出は4.9%減となっており、社会保障関係経費の増高分が一般歳出等の他の歳出を圧迫している。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

| 区分             | H15         | H16  | H17  | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  | H22-H15     |           |        |
|----------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|--------|
|                |             |      |      |      |      |      |      |      | 増減額<br>(兆円) | 伸率<br>(%) |        |
| 歳入歳出総額 ①       | 86.2        | 84.7 | 83.8 | 83.2 | 83.1 | 83.4 | 82.6 | 82.1 | ▲4.1        | ▲4.8%     |        |
| 歳入             | 地方債 ②       | 15.1 | 14.1 | 12.3 | 10.8 | 9.7  | 9.6  | 11.8 | 13.5        | ▲1.6      | ▲10.6% |
|                | 地方債を除く歳入 ③  | 71.1 | 70.6 | 71.5 | 72.4 | 73.4 | 73.8 | 70.8 | 68.6        | ▲2.5      | ▲3.5%  |
|                | うち地方税+地方交付税 | 50.2 | 49.2 | 50.2 | 50.8 | 52.6 | 52.9 | 49.0 | 46.4        | ▲3.8      | ▲7.6%  |
| 歳出             | 公債費 ④       | 13.8 | 13.7 | 13.4 | 13.3 | 13.1 | 13.4 | 13.3 | 13.4        | ▲0.4      | ▲2.9%  |
|                | 公債費を除く歳出 ⑤  | 72.4 | 71.0 | 70.4 | 69.9 | 70.0 | 70.0 | 69.3 | 68.7        | ▲3.7      | ▲5.1%  |
|                | うち地方一般歳出    | 69.7 | 68.1 | 67.3 | 66.5 | 65.7 | 65.8 | 66.2 | 66.3        | ▲3.4      | ▲4.9%  |
|                | 社会保障関係費     | 6.8  | 7.6  | 8.4  | 9.2  | 10.1 | 10.6 | 11.0 | 12.9        | +6.1      | +89.7% |
|                | その他の経費      | 62.9 | 60.5 | 58.9 | 57.3 | 55.6 | 55.2 | 55.2 | 53.4        | ▲9.5      | ▲15.1% |
| プライマリーバランス ③-⑤ | ▲1.3        | ▲0.4 | 1.1  | 2.5  | 3.4  | 3.8  | 1.5  | ▲0.1 | +1.2        | -         |        |

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

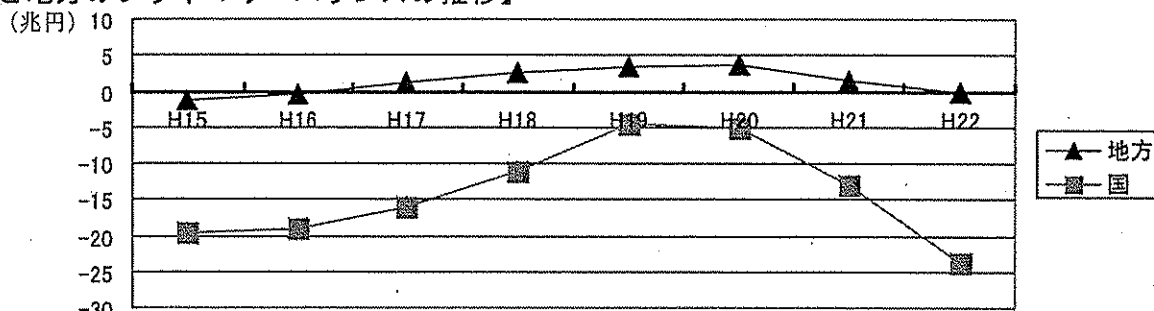
【国の状況（当初予算ベース）】

(単位：兆円、%)

| 区分             | H15        | H16   | H17   | H18   | H19  | H20  | H21   | H22   | H22-H15     |           |        |
|----------------|------------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------------|-----------|--------|
|                |            |       |       |       |      |      |       |       | 増減額<br>(兆円) | 伸率<br>(%) |        |
| 歳入歳出総額 ①       | 81.8       | 82.1  | 82.2  | 79.7  | 82.9 | 83.1 | 88.5  | 92.3  | +10.5       | +12.8%    |        |
| 歳入             | 国債（公債金） ②  | 36.4  | 36.6  | 34.4  | 30.0 | 25.4 | 25.3  | 33.3  | 44.3        | +7.9      | +21.7% |
|                | 国債を除く歳入 ③  | 45.4  | 45.5  | 47.8  | 49.7 | 57.5 | 57.8  | 55.2  | 48.0        | +2.6      | +5.7%  |
|                | うち国税       | 41.8  | 41.7  | 44.0  | 45.9 | 53.5 | 53.6  | 46.1  | 37.4        | ▲4.4      | ▲10.5% |
| 歳出             | 国債費 ④      | 16.8  | 17.6  | 18.4  | 18.8 | 21.0 | 20.2  | 20.2  | 20.6        | +3.8      | +22.6% |
|                | 国債費を除く歳出 ⑤ | 65.0  | 64.5  | 63.8  | 60.9 | 61.9 | 62.9  | 68.3  | 71.7        | +6.7      | +10.3% |
|                | うち国一般歳出    | 47.6  | 47.6  | 47.3  | 46.4 | 47.0 | 47.3  | 51.7  | 53.5        | +5.9      | +12.4% |
|                | 社会保障関係費    | 19.0  | 19.8  | 20.4  | 20.6 | 21.1 | 21.8  | 24.8  | 27.3        | +8.3      | +43.7% |
|                | その他の経費     | 28.6  | 27.8  | 26.9  | 25.8 | 25.9 | 25.5  | 26.9  | 26.2        | ▲2.4      | ▲8.4%  |
| プライマリーバランス ③-⑤ | ▲19.6      | ▲19.0 | ▲16.0 | ▲11.2 | ▲4.4 | ▲5.1 | ▲13.1 | ▲23.7 | ▲4.1        | -         |        |

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

【国と地方のプライマリーバランスの推移】



(H22.7 全国知事会作成)

図表2 地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

| 種類      | 団体数 | 最大カット率 | 実施(予定)期間    | 削減(見額)額   |
|---------|-----|--------|-------------|-----------|
| 給料      | 42  | 16%    | H11年度~H23年度 | 1兆9,424億円 |
| 管理職手当   | 44  | 25%    | H10年度~H23年度 |           |
| 期末・勤勉手当 | 19  | 30%    | H10年度~H23年度 |           |

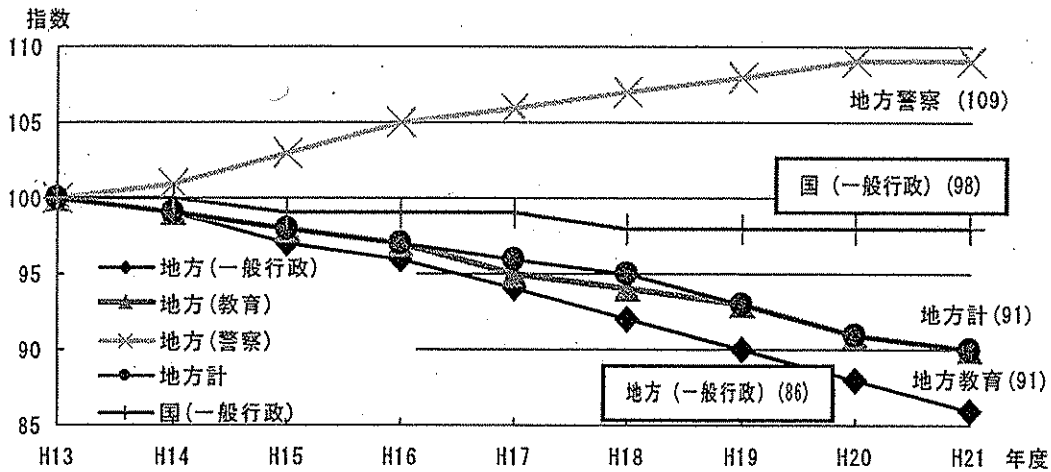
(H22.7 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

|           | 平成13年 | 平成21年 |
|-----------|-------|-------|
| 全地方公共団体平均 | 100.5 | 98.5  |

(H22.4「地方公務員給与実態調査」より)

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

|    | H13        | H21      | H21-H13   | H13~H21増加率 |
|----|------------|----------|-----------|------------|
| 国  | 530,120人   | 518,122人 | ▲11,998人  | ▲2.3%      |
| 地方 | 1,113,587人 | 954,775人 | ▲158,812人 | ▲14.3%     |

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国(一般行政)、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定

(H22.7 全国知事会作成)

(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

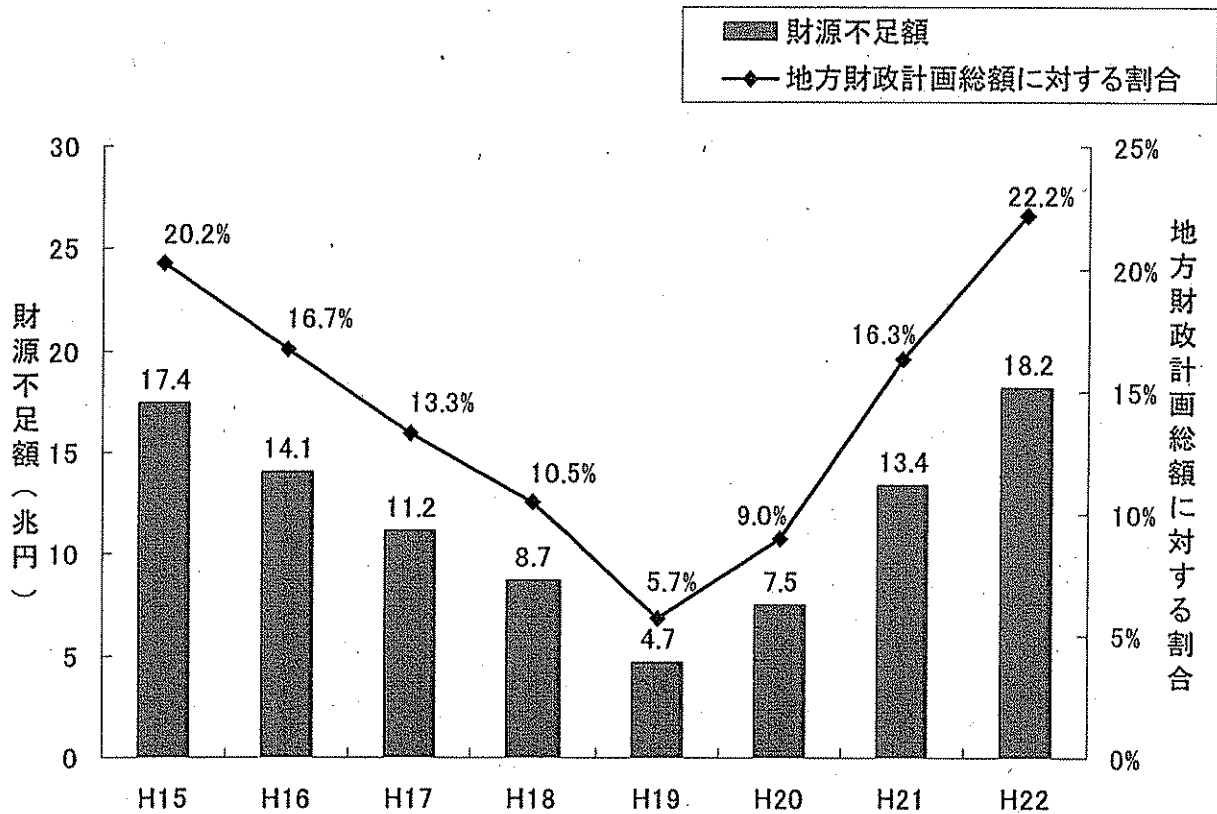
| 区分       | 団体数 | 統廃合     | 備考          |
|----------|-----|---------|-------------|
| 都道府県出先機関 | 47  | 2,679箇所 | 本庁組織の再編を含む。 |
| 第三セクター   | 47  | 737箇所   | 外郭団体を含む。    |

(H22.7 全国知事会作成)

図表3 窮乏する地方財政の状況

地方税や地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みや、公債費の高い水準での推移、社会保障関係経費の自然増等により、地方財政の財源不足額は、平成20年度以降急速に拡大し、平成22年度には18.2兆円（地方財政計画総額82.1兆円の22.2%）に達している。

財源不足額と地方財政計画総額に対する割合の推移

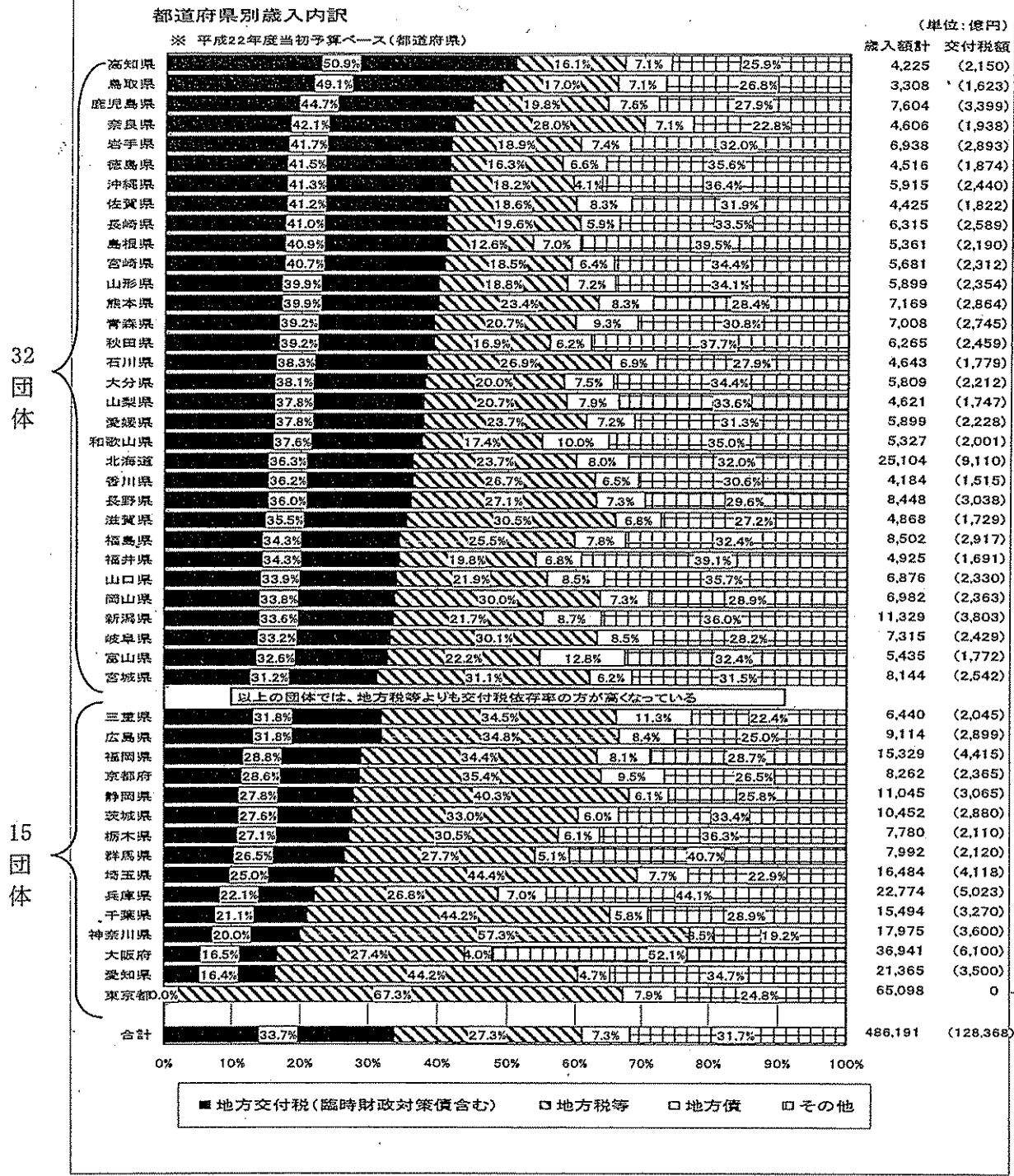


(注) 財源不足額は補正後の額 (H22は当初)

(H22.7 全国知事会作成)

図表4 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で50.9%、都道府県平均でも33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は32団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



※ 地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※ 「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H22.7 全国知事会作成)

図表5 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成15年度では平均0.97ポイントであったものが、平成20年度決算額をもとに試算したところ、格差は0.84ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

|                       | H15年度 |              | H20年度 |              |
|-----------------------|-------|--------------|-------|--------------|
|                       | 地方税   | 地方税<br>+交付税等 | 地方税   | 地方税<br>+交付税等 |
| 都道府県間<br>歳入格差<br>(平均) | 0.58  | <u>0.97</u>  | 0.58  | <u>0.84</u>  |

(注) 1人当たり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

(H22.7 全国知事会作成)

図表5-2 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H20) (全都道府県)

|         | H15  |             | H20  |             | H20-H15     |             |
|---------|------|-------------|------|-------------|-------------|-------------|
|         | 地方税  | 地方税<br>+交付税 | 地方税  | 地方税<br>+交付税 | 地方税         | 地方税<br>+交付税 |
|         | A    | B           | C    | D           | ①<br>E(C-A) | ②<br>F(D-B) |
| 北海道     | 0.48 | 1.20        | 0.46 | 1.01        | ▲0.02       | ▲0.19       |
| 青森県     | 0.41 | 1.19        | 0.42 | 1.01        | +0.01       | ▲0.18       |
| 岩手県     | 0.41 | 1.24        | 0.41 | 1.04        | +0.00       | ▲0.20       |
| 宮城県     | 0.52 | 0.98        | 0.51 | 0.83        | ▲0.01       | ▲0.15       |
| 秋田県     | 0.39 | 1.29        | 0.40 | 1.08        | +0.01       | ▲0.21       |
| 山形県     | 0.43 | 1.19        | 0.43 | 1.00        | +0.00       | ▲0.19       |
| 福島県     | 0.49 | 1.06        | 0.49 | 0.88        | +0.00       | ▲0.18       |
| 茨城県     | 0.53 | 0.90        | 0.55 | 0.76        | +0.02       | ▲0.14       |
| 栃木県     | 0.57 | 0.94        | 0.58 | 0.79        | +0.01       | ▲0.15       |
| 群馬県     | 0.53 | 0.93        | 0.53 | 0.78        | +0.00       | ▲0.15       |
| 埼玉県     | 0.51 | 0.72        | 0.53 | 0.63        | +0.02       | ▲0.09       |
| 千葉県     | 0.54 | 0.75        | 0.55 | 0.65        | +0.01       | ▲0.10       |
| 東京都     | 1.00 | 1.00        | 1.00 | 1.00        | +0.00       | +0.00       |
| 神奈川県    | 0.64 | 0.77        | 0.64 | 0.67        | +0.00       | ▲0.10       |
| 新潟県     | 0.50 | 1.10        | 0.49 | 0.94        | ▲0.01       | ▲0.16       |
| 富山県     | 0.54 | 1.16        | 0.54 | 0.94        | +0.00       | ▲0.22       |
| 石川県     | 0.55 | 1.16        | 0.56 | 0.97        | +0.01       | ▲0.19       |
| 福井県     | 0.60 | 1.30        | 0.58 | 1.04        | ▲0.02       | ▲0.26       |
| 山梨県     | 0.52 | 1.24        | 0.54 | 1.03        | +0.02       | ▲0.21       |
| 長野県     | 0.51 | 1.12        | 0.51 | 0.93        | +0.00       | ▲0.19       |
| 岐阜県     | 0.52 | 0.99        | 0.52 | 0.83        | +0.00       | ▲0.16       |
| 静岡県     | 0.62 | 0.87        | 0.61 | 0.74        | ▲0.01       | ▲0.13       |
| 愛知県     | 0.73 | 0.85        | 0.72 | 0.76        | ▲0.01       | ▲0.09       |
| 三重県     | 0.55 | 0.99        | 0.57 | 0.83        | +0.02       | ▲0.16       |
| 滋賀県     | 0.55 | 1.03        | 0.57 | 0.83        | +0.02       | ▲0.20       |
| 京都府     | 0.53 | 0.95        | 0.56 | 0.80        | +0.03       | ▲0.15       |
| 大阪府     | 0.63 | 0.85        | 0.61 | 0.72        | ▲0.02       | ▲0.13       |
| 兵庫県     | 0.54 | 0.92        | 0.56 | 0.79        | +0.02       | ▲0.13       |
| 奈良県     | 0.44 | 0.98        | 0.44 | 0.82        | +0.00       | ▲0.16       |
| 和歌山県    | 0.44 | 1.18        | 0.46 | 1.01        | +0.02       | ▲0.17       |
| 鳥取県     | 0.44 | 1.41        | 0.43 | 1.19        | ▲0.01       | ▲0.22       |
| 島根県     | 0.43 | 1.57        | 0.43 | 1.34        | +0.00       | ▲0.23       |
| 岡山県     | 0.51 | 1.06        | 0.52 | 0.87        | +0.01       | ▲0.19       |
| 広島県     | 0.55 | 0.98        | 0.57 | 0.84        | +0.02       | ▲0.14       |
| 山口県     | 0.49 | 1.08        | 0.51 | 0.90        | +0.02       | ▲0.18       |
| 徳島県     | 0.50 | 1.27        | 0.47 | 1.08        | ▲0.03       | ▲0.19       |
| 香川県     | 0.51 | 1.07        | 0.51 | 0.89        | +0.00       | ▲0.18       |
| 愛媛県     | 0.43 | 1.06        | 0.46 | 0.90        | +0.03       | ▲0.16       |
| 高知県     | 0.40 | 1.41        | 0.40 | 1.19        | +0.00       | ▲0.22       |
| 福岡県     | 0.50 | 0.89        | 0.51 | 0.76        | +0.01       | ▲0.13       |
| 佐賀県     | 0.43 | 1.18        | 0.45 | 1.01        | +0.02       | ▲0.17       |
| 長崎県     | 0.38 | 1.13        | 0.39 | 0.98        | +0.01       | ▲0.15       |
| 熊本県     | 0.40 | 1.06        | 0.41 | 0.89        | +0.01       | ▲0.17       |
| 大分県     | 0.44 | 1.16        | 0.46 | 0.97        | +0.02       | ▲0.19       |
| 宮崎県     | 0.38 | 1.16        | 0.41 | 1.00        | +0.03       | ▲0.16       |
| 鹿児島県    | 0.38 | 1.18        | 0.39 | 1.01        | +0.01       | ▲0.17       |
| 沖縄県     | 0.34 | 0.99        | 0.36 | 0.87        | +0.02       | ▲0.12       |
| 計       | 0.58 | 0.97        | 0.58 | 0.84        | +0.00       | ▲0.13       |
| (東京都除き) | 0.53 | 0.97        | 0.53 | 0.82        | +0.00       | ▲0.15       |

※1人当たり地方税収額の最多団体(東京都)を基準として、都道府県の財政力格差を試算(決算ベース)。

※上記数値は、都道府県ごとの人口1人当たりの税収、税収+地方交付税の「各都道府県/東京都」の数値。(数値が小さいほど東京都との1人当たり税収等の格差が大きい。例:0.5であれば当該道府県の1人当たり税収等が東京都の0.5倍であることを示す。)

※税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。

※C列のH20年地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算。

(H22.7 全国知事会作成)

図表6 地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

平成22年度の地方財政規模は、82.1兆円で昨年度比△0.4兆円となっている。また、実質的な地方交付税は3.6兆円増額されたものの、地方税（地方法人特別譲与税を含む）が3.2兆円減少するなか、地方一般財源は前年度比0.4兆円増にとどまった。

こうした中、三位一体改革の前である平成15年度と比較しても、依然として地方財政規模は4.1兆円、地方一般財源は2.1兆円減額している。

(単位:兆円)

| 年 度                    | H15  | H16  | H17  | H18  | H19  | H20  | H21  | H22 (H22-H21) |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|---------------|
| 地財規模                   | 86.2 | 84.7 | 83.8 | 83.2 | 83.1 | 83.4 | 82.5 | 82.1 (▲0.4)   |
| <各年度-H15>              | -    | ▲1.5 | ▲2.4 | ▲3.0 | ▲3.1 | ▲2.8 | ▲3.7 | ▲4.1          |
| 地方交付税                  | 18.0 | 16.9 | 16.9 | 15.9 | 15.2 | 15.4 | 15.8 | 16.9 (1.1)    |
| 臨時財政対策債                | 5.9  | 4.2  | 3.2  | 2.9  | 2.6  | 2.8  | 5.2  | 7.7 (2.5)     |
| 地方交付税等                 | 23.9 | 21.1 | 20.1 | 18.8 | 17.8 | 18.2 | 21.0 | 24.6 (3.6)    |
| <各年度-H15>              | -    | ▲2.8 | ▲3.8 | ▲5.1 | ▲6.1 | ▲5.7 | ▲2.9 | 0.7           |
| 地方税<br>(地方法人特別譲与税含む)   | 32.1 | 31.6 | 31.6 | 31.8 | 37.7 | 37.4 | 33.9 | 30.7 (▲3.2)   |
| 税源移譲分等                 | 0.1  | 0.7  | 1.7  | 3.1  | 2.7  | 3.1  | 3.1  | 3.1           |
| 地方税(税源移譲分等含む)          | 32.2 | 32.3 | 33.3 | 34.9 | 40.4 | 40.5 | 37.0 | 33.8 (▲3.2)   |
| その他                    | 2.4  | 3.1  | 3.9  | 5.0  | 1.0  | 1.2  | 1.0  | 1.0 (0.0)     |
| 地方一般財源 計               | 58.5 | 56.5 | 57.3 | 58.7 | 59.2 | 59.9 | 59.0 | 59.4 (0.4)    |
| <各年度-H15>              | -    | ▲2.0 | ▲1.2 | 0.2  | 0.7  | 1.4  | 0.5  | 0.9           |
| 地方一般財源 計<br>(税源移譲分等除く) | 58.4 | 55.8 | 55.6 | 55.6 | 56.5 | 56.8 | 55.9 | 56.3 (0.4)    |
| <各年度-H15>              | -    | ▲2.6 | ▲2.8 | ▲2.8 | ▲1.9 | ▲1.6 | ▲2.5 | ▲2.1          |
| 歳出(社会保障関係費)            | 6.8  | 7.6  | 8.4  | 9.2  | 10.1 | 10.6 | 11.0 | 12.9 (1.9)    |
| <各年度-H15>              | -    | 0.8  | 1.6  | 2.4  | 3.3  | 3.8  | 4.2  | 6.1           |

※ 税源移譲分等:税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金な国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)

※ その他:地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債

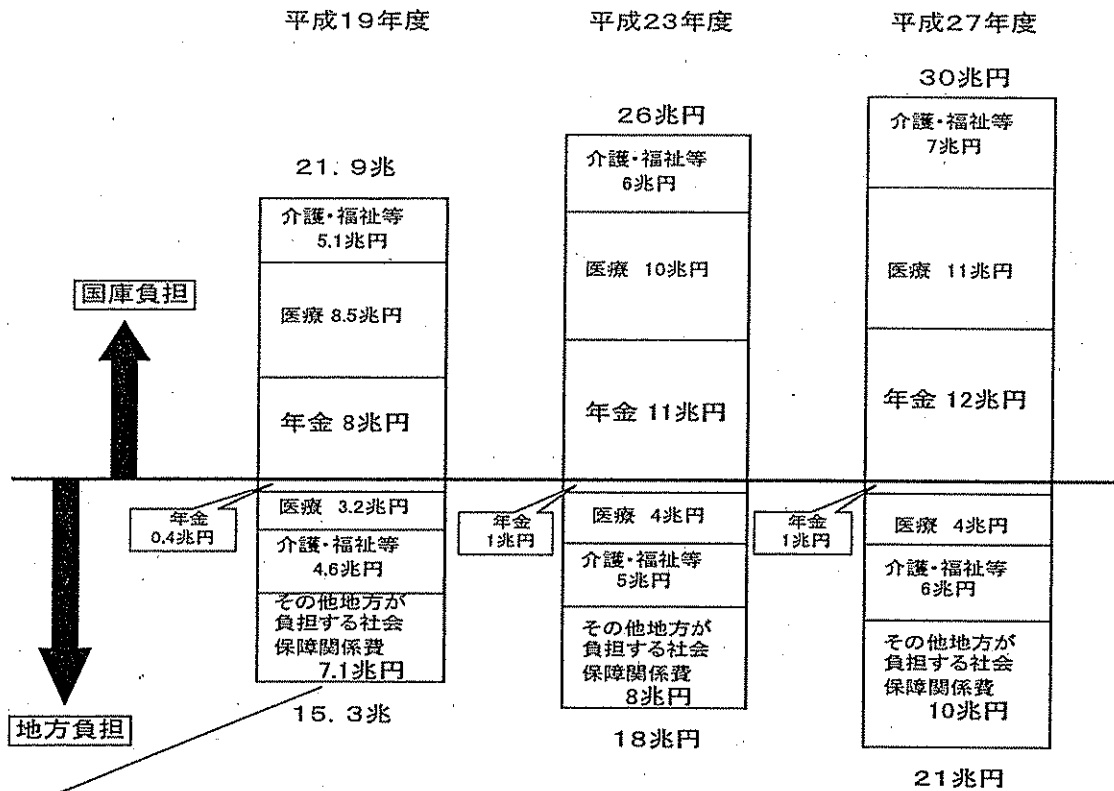
※ 社会保障関係費...地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

(H22.7 全国知事会作成)



図表7 今後も増嵩する社会保障関係費

地方は、国民健康保険や介護保険など、国の社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。



【「その他地方が負担する社会保障関係経費7.1兆円」の内訳】

- 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(義務的な経費)・・・約3.2兆円
  - ・予防接種(880億円)
  - ・がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)
  - ・乳幼児健康診査(550億円)
  - ・保育所・幼稚園運営費(5,000億円)
  - ・障害者自立支援事業(960億円)
- 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等・・・約1.2兆円
  - ・乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円)
  - ・児童手当、児童扶養手当(1,050億円)
  - ・障害者福祉手当(840億円)
- その他・・・約2.7兆円
  - ・新型インフルエンザ対策、難病患者支援等(約1.0兆円)
  - ・認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等(約6,000億円)
  - ・家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業(約4,000億円)

(H20.12 総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より)

## 住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む 税制抜本改革の提言（案）

平成 22 年 7 月 15 日  
全 国 知 事 会

我が国の財政は、国・地方の債務残高が先進国で類を見ないほど累増し、一層深刻さを増している。地方は、平成 22 年度は地方交付税が 1.1 兆円増額されたものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されていない。

「中期財政フレーム」を踏まえ、今回改めて地方財政の試算を行った結果、一般財源総額が同額であるとしても、地方の財源不足額は平成 25 年度には最大 10.4 兆円に拡大し、基金も枯渇に至るなど、住民に不可欠なサービスを維持できるかどうかの瀬戸際に立たされる。

もとより、不断の行革努力は当然であるが、地方は国をはるかに上回る歳出削減を行っており、行革努力のみでは増大する社会保障等の行政サービス需要に対応できない。また、身近なサービス水準の更なる切り下げや廃止を行えば、住民生活が立ち行かなくなり、国民の理解を得ることは困難である。

我が国経済がいまだ順調な回復軌道に乗ったとは言い難い現状においては、まずは新成長戦略を大胆に実行することに全力を挙げるべきであるが、根本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であり、地方においては、少子高齢化や地域主権改革の進展の下で、住民が安心して暮らすことができる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠である。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

- (1) 今後、社会保障をはじめ住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革に取り組むべきである。

地方消費税の引き上げは、経済状況の好転を前提に低所得者等の負担にも配慮しつつ、消費税を含む税制の抜本改革の中で実現を図るべきである。

各都道府県においても、住民の理解が得られるよう、さらなる行革を断行するとともに、国に対し徹底した無駄の排除を求めていく。

- (2) 地方消費税は、少子高齢化や地域主権改革の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準に引き上げ、地方の税財源（交付税原資分を含む）を充実確保すべきである。

特に、地方は、社会保障給付に対する応分の負担に加え、地方の事情に対応する緊要度の高いサービスを含め、医療・介護・保育など雇用創出効果の高い現物給付を担っており、国・地方を通じた「強い社会保障」の実現のためには、地方消費税の引き上げを通じた安定財源の確保が不可欠である。

- (3) 都道府県知事は、市町村長とも連携して、消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、地方の立場から積極的に提言を行い、国民の理解を得ていく運動を推進する決意である。

国政においては、今後の税制の抜本改革の具体化に当たり、国民に開かれた形での議論とともに、「国と地方の協議の場」の活用等により、地方の参画のもとで地方の実態を踏まえた十分な検討を行うことを強く求める。

# 直轄事業負担金制度改革について

直轄事業負担金制度改革プロジェクトチーム

## 1 主な取組経過等

H21. 7  全国知事会議にて、5項目の申し合わせ事項を確認

- ① 負担金の対象範囲等は21年度から見直し
- ② 維持管理費負担金は22年度から廃止
- ③ 負担金制度の廃止
- ④ 市町村負担金の見直し
- ⑤ 地方の意見が反映できる制度の創設

H21. 11  前原国交大臣、原口総務大臣等との意見交換

鳩山前総理大臣への要請(政府主催知事会議)

4省大臣政務官による「ワーキングチーム」への申し入れ

H21. 12  政府予算案で維持管理費負担金廃止、業務取扱費全廃が明示

※21年度分は退職手当、営繕宿舍費等を対象範囲から除外

※22年度から補助事業の事務費補助も併せて廃止

H22. 1  国WT「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表(素案)」決定

《平成22～25年度まで》

マニフェストに沿って、負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このためWTにおいて地方の声を聞きながら検討

国交大臣政務官等に対する廃止時期の明確化等の要請

H22. 3  「維持管理費負担金制度の廃止等に係る関係法案」の成立

※22年度の経過措置として、特定事業分の費用負担は存続

H22. 6  「地域主権戦略大綱」の閣議決定

《25年度まで》

直轄事業負担金の問題は、地域主権の実現に関する諸課題と整合性を確保しながら、現行の負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このため、WTにおいて、必要に応じて地方の意見を聞きながら検討を進める。

## 2 今後の取組方向

負担金制度の廃止に向け、地方の意見を反映し、確実な取組を要望

- 25年度までの早い時期での制度廃止の時期の明確化
- 制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表の策定

### <制度廃止に向けた主な課題>

- 社会資本整備における国と地方の役割分担の明確化
- 地方への権限と財源の一体的な移譲
- 廃止までの間の地方の意見が反映できる仕組みづくり
- 制度廃止後の我が国の社会資本整備のあり方 等

## 直轄事業負担金制度改革の確実な推進に関する提言

直轄事業負担金制度改革は地域主権の確立に向けた重要な課題であることから、国と地方の協議の場等を通じて地方と十分議論を重ねながら、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮すること。

### 【理由等】

- 直轄事業負担金制度については、施設の管理主体である国が本来全額を負担すべき維持管理に係る地方負担金が、特定事業を除き本年度から廃止されるなど、制度改革に向けて一定の前進がみられたところである。
- 一方、地方が長年求めてきた負担金制度そのものの廃止については、我が国の今後の社会資本整備の在り方に係わる大きな改革であり、地域主権の確立に向けた極めて重要な課題であることから、まずは負担金制度の廃止時期を明確に定めた上で、社会資本整備における国と地方の役割分担を徹底的に見直し、その役割分担に基づき、国による事業は本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他のものは地方に移譲することなど、具体的な議論を積み重ねていくことが必要である。
- こうした中で、昨年11月に設けられた国の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が、本年1月に示した工程表（素案）では、平成25年度までの間に、「マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る」とされたが、先の「地域主権戦略大綱」では、制度廃止の時期さえ示されず、ワーキングチームの工程表（素案）を踏襲した内容にとどまっており、制度廃止に向けた具体的な検討は一向に進んでいない状況にある。
- ついては、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止に向け、国においては、国と地方の協議の場等を通じて、地方と十分に協議を重ねながら具体的に検討し、負担金制度の廃止時期を明確にして、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めるよう強く求めるものである。  
併せて、制度が廃止されるまでの間、直轄事業の採択・実施等に関する事前協議や情報開示等、透明性を確保するための措置を講じるよう求める。